

令和2年6月22日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

家庭保育を実施した際の保育料減額の取扱い終了について

新型コロナウイルス感染症に関し、緊急事態宣言の対象地域に福岡県が指定されたことに伴い、令和2年4月8日以降、ご家庭での保育（家庭保育）にご協力いただいた場合、保育料を日割りで減額してきました。

緊急事態宣言の対象地域から福岡県が除外された5月14日以降についても、本市においては保育料の日割り減額措置を継続してまいりましたが、令和2年6月30日（火）をもって減額措置を終了させていただきます。

今後も新型コロナウイルス感染拡大防止に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○家庭保育を実施した際の保育料減額の取扱い期間
令和2年6月30日（火）まで

【お問い合わせ先】

- 保育料の減額に関すること
幼稚園・こども園課 582-2550
- 家庭保育の協力依頼に関すること
保育課 582-2412（保育所等）
幼稚園・こども園課 582-2550
（認定こども園）